

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度 第 4 回滋賀地方最低賃金審議会
議事録

開催日時	令和 5 年 8 月 23 日（水） 9 時 57 分～10 時 47 分
出席状況	公益代表委員 出席 <u> 5 </u> 人（定数 5 人） 労働者代表委員 出席 <u> 5 </u> 人（定数 5 人） 使用者代表委員 出席 <u> 5 </u> 人（定数 5 人） 事務局 <u> 5 </u> 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 片山 聡 木下康代 佐野洋史 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透 事務局 小島労働局長、中井労働基準部長、 口賃金室長、辰巳賃金指導官 浜口労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申） ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

ただ今から、令和5年度第4回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名で、合計15名全員のご出席をいただいております。

最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、3分の2以上の出席が認められますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、4名の傍聴申込みがあり、本日1名来られておりませんので、3名の方が傍聴されていますことを報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

また、本審議会は、同規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開いたしますことを、お知らせいたします。

それでは、これからの議事進行を会長をお願いいたします。

○会長

みなさん、おはようございます。

本日の議題（1）は、8月7日に答申した「滋賀県最低賃金の改正決定」に対する「異議の申出」についてです。

本日は後程、滋賀労働局長から異議の申出に係る審議を行うための諮問が行われることになっていますが、まず、事務局から、異議申出の状況について、説明をお願いいたします。

○事務局（室長）

異議申出状況について、ご説明いたします。

8月7日に改正決定の答申をいただいた滋賀県最低賃金について、同日、滋賀労働局長は、最低賃金法第11条第1項に基づき、滋賀労働局一般公示第31

号により答申の要旨及び異議申出に関する公示を行いました。

当該公示により、8月22日付けで、滋賀県労働組合総連合、コープしが労働組合、滋賀県医療労働組合連合会から、それぞれ異議申出書が、お手元の資料 1 から 3 のとおり提出されました。

事務局としては、3つの申出書が、所定の期限である8月22日までに申し出があり、かつ、異議の内容及び理由が記載されている書面で提出されているものであることから、正式に受理いたしました。

同条第3項では、「異議申出書を受理した場合、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない」と規定されていますので、本日、本審議会を開催し、審議をお願いすることとなりました。

以上です。

○会長

それでは、事務局から「異議申出書」の朗読をお願いいたします。

○事務局（指導官）

はい。それでは「異議申出書」の朗読をさせていただきます。時間の都合上、滋賀県労働組合総連合からの異議申出書のみを読み上げさせていただき、他の2件につきましては、割愛させていただきます。資料の方の確認をよろしくお願いいたします。

それでは、読み上げさせていただきます。

令和5年8月23日

滋賀県労働組合総連合議長 岡本恭治

滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て

私は最低賃金法12条の規定に基づき、以下の通り異議を申し立てます。

1 .はじめに

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている審議委員と労働局長をはじめ事務局の皆様にご敬意を表します。

滋賀地方最低賃金審議会は、8月7日、今年度の滋賀県最低賃金の改定について、現行の927円を40円引き上げて967円にすると答申しました。物価高騰やコロナ禍の厳しい経済状況・地域事情など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であろうと思います。

昨年に続き答申文に入れられた要望については、この間私たちが求めていたことと大筋で一致します。コロナ禍の厳しさが背景にあるとはいえ、大きな前進だと歓迎します。ぜひ国はこの内容を受け止め力を尽くしてください。

しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額168,065円(967円×173.8時間)年額で2,016,775円です。月150時間では月額145,050円、年額1,740,600円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とはいいがたいと思います。働いても、働いてもなお生活が苦しい状況です。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。イギリスでは1,743円、フランスが1,668円、ドイツが1,776円であり、連邦最賃が973円のアメリカでも州や市が独自に上乘せし2,000円を超える水準にあると言われています。中央最低賃金審議会の目安通り決着であれば、過重平均は1,002円になるとのことですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

2. 審議の公開を

審議会事務局の労働局と審議会は結論を導いた議論過程を全面公開すべきです。今年からの専門部会の公開、審議会と専門部会などの議事要旨が出されるなど、公開は進んでいると一定評価します。しかし、内容は一部にとどまって

おり、はなはだ不十分です。審議会を傍聴していますが、参加する委員の方々の意見はそこでほとんど話されていません。公的な会議ですから一般の国民にもわかるような運営をしたほうが良いはずです。例えば、冒頭でこれまでの経過を説明し、双方の主張を説明するなど、それぞれが代表としての役割を果たしているかどうか、一般の国民県民が評価できるようにしたほうがいいのではないのでしょうか。会議を公開対象にするのは民主的な運営をしていることのアピールにもなるので、部分的な公開や一部しか公開しないことになるとかえって疑いが出ます。

私たち労働組合や弁護士会の意見が審議会に出されており、それらに何らかの形で理解が得られるよう答えるべきですが、審議会からはその努力のかけらさえ見えません。委員一人ひとりからその理由を聞きたいと強く願います。少なくとも議事要旨にどの委員がどのように発言したかを記載すべきです。労働者委員・使用者委員はそれぞれ組織を代表した上で、労働局に選ばれ審議に参加されていると考えます。賛否とその理由、重視した根拠、今後の展望を表明されて当然だと考えます。しかし、労働局は採決の場面についてすら報道に撮影するなと制限しています。一体、だれの利益を守っているのか疑問でなりません。守るのであれば最賃近傍で働かざるを得ない労働者の利益を最優先で守ってください。すべての県民、とりわけ最賃近傍で働く労働者が知り得て当然の情報です。言うまでもなく最低賃金額の決定は、労働者の生活や事業運営について大きく影響するものです。結論に至る肝店の審議を公開せず"密室"で決められては、理解のしようがありません。これは私たちが望む大幅引き上げが実現するときでも当然同様です。審議の一層の公開を強く求めます。

3. 資料の妥当性

昨年も指摘しましたが、審議会に出された資料の妥当性に疑問があります。第1回審議会に出された費目別標準生計費の数字があまりにも実態と乖離しています。額のあまりに現実的でない低さとともに、同月比であるにもかかわらず

す数年間の動向の中で最大 50 円程度も違うなどありえません。尋ねてもその理由を示されません。この数字を参考にして 40 円増を導き出したということではないでしょうが、審議会に出される資料として信用に値する妥当な質のものなのかという強い疑念を持たます。是非とも私たちの全国の仲間が調査している「最低生計費調査」の数字を参考にさせていただきたいと考えます。

4. 最賃 1,500 円、全国一律化

今年の中央最低賃金審議会の目安は A ランク 41 円、B ランク 40 円、C ランク 39 円と地域間格差をさらに広げようとするものでしたが、C ランクを中店に約半数の県が積み増しをしました。広がり続けてきた格差を埋めようという地域からの強い姿勢と言えます。

県労連加盟の組合が出した意見と重複しますが、私たちが加盟する全国組織の全労連では全国各地で最低生計費調査をおこなっています。全国どこでもおよそ 1 時間当たり 1,500 円から 1,600 円程度が必要と試算が出ています。またこの調査の結果は、都会だから高い、地方だから低いとは必ずしもなっていません。労働人口の流出を招くため滋賀にとって通勤圏内である兵庫大阪京都との差は大きな問題です。今年の答申で兵庫とさらに差が広がりました。調査の結果からは響らせる賃金へ全体を引き上げることと、全国一律化が求められているのは明らかです。

現行の A B C ランクのもとで、今回の改定での変化は滋賀の雇用労働に影響が大きいと考えます。通勤通学圏内である京都大阪兵庫は 1,000 円を越えました。兵庫は目安に 1 円増しています。当然ですが、京都大阪兵庫では 900 円台の求人はありません。兵庫を除けば金額差は今年と変わらないですが、求人などへの影響がでるのではないかと考えます。

また、意見陳述時に加盟組織が述べましたが、県庁所在地が隣接する京都府と比べて滋賀県の賃金は低くありません。中賃の資料を見ても京都よりも定期給与は高くなっています。にもかかわらず、下限である最賃は 41 円も低いまま

で維持されています。募集時の時給がわすかですが京都より低いのはそのためではないでしょうか。私たちは最賃の全国一律をもとめていますが、現状の中で、のいびつさに大きな疑問があります。滋賀の地理的条件を考えれば重要視し検討すべき課題です。

賃金の下限を決めることのできる数少ない制度の中で、暮らせない額を定め、てしまうことは大問題です。私たちの事務所に労働相談に来られる方の中で、その年の最低賃金額ちょうどで働いている人は少なくありません。企業の体力や労働者のあるべき生活水準に関係なく、最低賃金額が低額で定められれば、賃金はその数字に落とし込まれます。私たちの仲間が「最賃生活体験」として最低賃金額で生活できるか毎年身をもって調査しています。最低賃金額では身体的にも精神的にも厳しいということ、調査結果は明らかにしています。生活困難な額を合法にしてしまうことには大きな疑問があります。

5. 終わりに

以上のことから滋賀地方最低賃金額を40円引き上げ、967円とするとした答申については審議の公開の不十分さ、低額にとどまったことについて大変不服です。県民が不安なくあたりまえに暮らせる水準について改めて検討し、展望を示すべきです。せめて次年度につながるよう目安より7円から1円の積み増しをすすめた約半数の県に続く判断をすべきだと申しあげ、再審議を求めます。

以上

○会長

それでは、異議申出審議の諮問をお願いいたします。

○事務局（室長）

局長から会長に異議申出の審議に係る諮問文を手交いたします。

会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

異議申出諮問

局長 会長 （地賃異議申出審議の諮問文を手交）

○事務局（室長）

席にお戻りください。

○会長

異議申出の審議についての諮問文の朗読をお願いいたします。

○事務局（指導官）

それでは、諮問文の朗読をさせていただきます。お手元の資料9ページ 資料 4をご覧ください。

それでは読み上げます。

滋労発基 0823 第 1 号

令和 5 年 8 月 23 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志 殿

滋賀労働局長 小島 裕

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、滋賀県労働組合総連合、コープしが労働組合及び滋賀県医療労働組合連合会から最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上です。

○会長

それでは、諮問をいただきましたので、この異議申出について、審議を行いたいと思います。

委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

使用者側、いかがでしょうか。

○使用者代表委員

使用者側の考えですが、今年度の滋賀県最低賃金の改正について、県内の経済状況を踏まえ、公労使が真摯に向き合い、データを元に十分な審議を重ねてまいりました。使用者側としては一部反対の立場ですが、審議の内容から見て

も、8月7日の答申どおり決定することが妥当だと考えております。

以上であります。

○会長

はい。使用者側、他にご意見はございませんか。

では、労働者側は、いかがですか。

○労働者側委員

労働者側は、当初、意見陳述の1,500円なり、連合リビングウエイジを踏まえて、さまざま労使でデータに基づき、滋賀の経済状況あるいは地域間格差の是正を求めていって、公労使で真摯に向き合い、慎重かつ十分な審議をしたと思っておりますので、我々としても今回の審議については労働側としては賛成をさせていただいたという立場から、審議の内容については答申どおりの決定とすることが妥当だという風に思っております。

○会長

労働側から他にご意見ございますか。

では、公益側からは、いかがですか。

○公益側委員

公益側としますと、労使双方が立場を踏まえて、相手側の立場も考慮していただいた上で歩み寄っていただき、8月7日に答申した内容が得られたと思っております。

限られたスケジュールではありましたが、十分に審議を尽くしていただいて、今回の答申が得られたわけですので、8月7日付けの答申どおりで決定することが適当である、と考えております。

○会長

はい。公益、他ございませんでしょうか。

今、委員のみなさまからご意見をお伺いしたのですが、すべて答申どおりというご意見ですので、8月7日の答申のとおり、滋賀労働局長へ答申したいと

と思いますが、いかがでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○会長

「異議なし」ということですので、事務局としては、「答申文(案)」の作成をお願いいたします。

○事務局(室長)

「答申文(案)」を準備いたしますので、しばらくお待ちください。

〔答申文(案)の作成〕

○事務局(室長)

お待たせしました。「答申文(案)」を配布・朗読いたします。

〔答申文(案)の配布〕

○会長

それでは、朗読してください。

○事務局(指導官)

それでは、朗読させていただきます。

滋賃審第9号

令和5年8月23日

滋賀労働局長 小島 裕 殿

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和5年8月23日貴職から、8月7日付け滋賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する滋賀県労働組合総連合、コープしが労働組合及び滋賀県医療労働組合連合会からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

○会長

この「答申文(案)」について、ご意見、ご質問はございますか。

○全委員

〔意見、質問なし〕

○会長

はい。無いようでしたら、これをもって、当審議会に報告しますので、(案)を取って、日付に今日の日付を入れてください。

それでは、異議申出に係る審議結果を答申いたします。

○事務局(室長)

会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

異議申出答申

会長 局長 (地賃異議申出審議の答申文を手交)

○事務局(室長)

席にお戻りください。

○会長

これで、滋賀県最低賃金に係る審議が、全て終了いたしました。

今後の滋賀県最低賃金の事務手続きについて、事務局から説明してください。

○事務局(室長)

本日、異議申出に係る答申をいただきましたので、これから局長が滋賀県最低賃金の改正決定を行います。改正決定につきましては、最低賃金法第14条第1項及び同法施行規則第9条に基づき、9月1日から官報公示を行い、最低賃金法第14条第2項に基づき、公示の日から30日を経過した【10月1日、日曜日】が、滋賀県最低賃金の効力発生日となります。

事務局においては、官報公示開始日から、滋賀県最低賃金の周知・広報活動を行います。例えば、県内の各市町村の広報誌、関係団体の雑誌への掲載依頼、公共機関及び関係機関等へのポスター掲示依頼を行ってまいります。各委員の皆様方もご協力の程、よろしく申し上げます。

○会長

はい、ありがとうございます。

これで、滋賀県最低賃金に係る審議が、全て終了いたしましたので、最低賃金審議会令第6条第7項により今年度の「滋賀県最低賃金専門部会」を廃止したいと思います。

滋賀県最低賃金専門部会を廃止することとしてよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕。

○会長

それでは、本日をもって「令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会 滋賀県最低賃金専門部会」を廃止いたします。

続きまして、議題(2)「特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)」です。

特別検討小委員会の報告について、当審議会で審議したいと思います。

本件は、先の第3回本審で、滋賀労働局長から6つの産業の特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問をいただきました。

これを受けて、8月18日に開催された特別検討小委員会において特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無についての報告書が、当審議会に報告されました。

なお、本日の審議においては、特定(産業別)最低賃金の名称については、略称を使用します。

では、事務局から、「報告書」の朗読をお願いいたします。

○事務局（指導官）

はい。それでは、小委員会報告の報告書を朗読させていただきます。お手元の資料13ページ、資料 6 から報告書になっていますのでご覧ください。

なお、朗読に際しましては、最低賃金の件名は略称とし、内容は結論のみとさせていただきます、小委員会委員のお名前は省略させていただきます。

新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和5年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県新繊維工業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和5年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和5年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県一般機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県精密・電気機械器具製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和5年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(報告)

当小委員会は、令和5年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和5年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

以上でございます。

○会長

ただいまの「報告書」のとおり、「窯業・土石製品製造業」「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属部品製造業」の4つの産業については、【改正決定の必要性有り】ということで、「新繊維工業」及び「各種商品小売業」については、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった」として、滋賀労働局長に答申することとしてよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕。

○会長

では、事務局で「答申文(案)」を配布してください。

○事務局(室長)

「答申文(案)」を準備いたしますので、しばらくお待ちください。

〔答申文(案)の配布〕

○会長

それでは、「答申文(案)」を朗読してください。

○事務局（指導官）

それでは、答申文案を朗読させていただきます。

なお、朗読に際しまして、最低賃金の件名は略称とさせていただきます、結論のみの朗読とさせていただきます。

新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、新繊維工業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

窯業・土石製品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

一般機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

各種商品小売業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上でございます。

○会長

はい。それではこれにより、答申するということによろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕。

○会長

はい。異議無いようですので、これをもって、当審議会に報告いたしますので、(案)を取っていただいて、日付に今日の日付を入れてください。

それでは、答申いたします。

○事務局(室長)

会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

答申

会長 局長 (特賃6つの産業の必要性の答申文を手交)

○事務局(室長)

では、お戻りください。

○会長

続きまして、議題(3)「特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(室長)

ただいま、4つの産業の特定(産業別)最低賃金について、「改正決定の必要性有り」との答申をいただきましたので、これら4つの産業については、金額審議を行うために改正決定の諮問を行います。

局長から会長に諮問文を手交いたします。

会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

諮問

局長 会長 （特賃4産業の改定の諮問文を手交）

○事務局（室長）

お戻りください。

○会長

はい。それでは、諮問文の配布、朗読をお願いします。

（諮問文写しの配布）

○会長

では、朗読をお願いします。

○事務局（指導官）

はい。それでは、諮問文の朗読をさせていただきます。

なお、朗読に際しましては、同様に最低賃金の件名は略称とさせていただきます。ただ、基本番号につきましては割愛させていただきます。

滋労発基 0823 第2号

令和5年8月23日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志 殿

滋賀労働局長 小島 裕

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金
- 2 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金
- 3 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金
- 4 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金

以上でございます。

○会長

ただいま、4つの産業の特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る諮問がありました。

今後の事務手続等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

本日、4つの産業の特定（産業別）滋賀最低賃金の改定に係る諮問をいただきましたので、今後は、最低賃金法第25条第2項に基づいて、金額に係る調査・審議のための4つの産業の専門部会を設置し、調査審議を行うこととなります。

それでは、4つの専門部会の委員の任命手続について説明いたします。各専門部会の委員については、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条第1項により公・労・使委員から各3名で合計9名となっています。

公益委員につきましては、労働局長が任命いたします。同条第4項により準用されます同審議会令第3条により、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、関係者、関係団体の推薦に基づいて労働局長が任命することとなっております。

労・使委員の推薦の公示につきましては、本日、令和5年8月23日に公示し、締切日は9月6日水曜日となります。

また、併せて、最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項に定める関係者の意見聴取に係る手続についてご説明いたします。

最低賃金の改正について調査審議を行う場合、滋賀地方最低賃金審議会は、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされております。このため一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。この意見書の提出を求める公示につきましては、公示日が本日、令和5年8月23日、提出期日は9月8日金曜日となります。

以上となります。

○会長

それでは、最後の議題（４）「その他」ですが、何かありますでしょうか。

○全委員

〔意見等上がらず〕

○会長

事務局から何かありませんか。

○事務局（室長）

次の本審は、11月1日水曜日、午前10時00分から、この場所、滋賀労働局6階共用会議室で、4つの産業の特定（産業別）最低賃金の答申を行います。

また、来月9月から、4つの産業の特定（産業別）最低賃金の改正に係る金額審議が始まります。最初の開催は、全ての産業の全ての委員を対象とした合同専門部会を、9月15日金曜日の午前10時00分から、コラボ21の3階大会議室で開催いたします。専門部会の委員になられましたら、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○会長

最後に、局長からご挨拶があるとのことですのでよろしくお願いいたします。

○局長

本日は、滋賀県最低賃金改正の意見に対する異議申出について、ご審議いただき、誠にありがとうございました。ご審議の結果、今月7日の「答申どおり」との結論を賜りましたので、10月1日の発効に向けまして速やかに手続を進めてまいります。

これから、労働局内の関係部署が一丸となりまして最低賃金の周知とその履行確保に努めてまいります。附帯意見にありましており中小企業・小規模事業者に対します環境整備や各種支援策の拡充、また、法整備等の国の対応策などにつきましても、時期適切に推進してまいります。

委員の皆様には、本当に今年は例年以上の暑さの中、7月5日開催の第1回本審以降、ご審議を重ねていただきまして、本当にありがとうございました。

改めて感謝申し上げます。

また、今後につきましては特定(産業別)最低賃金の金額審議がございましたが、引き続きご協力いただきますよう、お願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

それでは、以上で、第4回滋賀地方最低賃金審議会を終了します。

お疲れ様でした。